

サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループにおけるタスクフォースの設置について（案）

令和元年6月 日
サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的とした
サブワーキンググループ主査決定

「サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループの設置について」（平成30年10月10日普及啓発・人材育成専門調査会会長決定）第8項に基づき、サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ（以下「サブWG」という。）にタスクフォースを設置する。

1. タスクフォースの趣旨

サブWGにおいて作成を目指すサイバーセキュリティ関係法令集（仮）のドラフトを作成することを趣旨とする。

2. タスクフォース構成員

タスクフォースは、以下の(1)または(2)の者により構成する。

- (1) 事務局の推薦を受けサブWG委員全員の同意を得た者
- (2) サブWG委員本人又はその推薦を受けた者

3. タスクフォースの活動

タスクフォースは、サイバーセキュリティ関係法令集（仮）のドラフトを作成し、サブWGに提出するものとする。

4. タスクフォースの廃止

タスクフォースは、サブWGにおいてサイバーセキュリティ関係法令集（仮）の決定がなされたときは、廃止されるものとする。

5. その他

上記のほか、タスクフォースの活動に関する事項その他必要な事項は、事務局が定める。

以上